

No. 1316 (2025. 3.26)

諸外国の国際放送

はじめに

I 国際放送の概要

- 1 NHK の国際放送
- 2 国際放送の歴史

II 諸外国における国際放送

- 1 ドイツ
- 2 英国
- 3 米国

III 諸外国の例に見る国際放送の在り方

- 1 国際放送の特殊性
- 2 監督の在り方と政府との関係
- 3 財源面の課題

おわりに

キーワード: ドイツェ・ヴェレ、BBC、VOA、パブリック・ディプロマシー、NHK

- 外国に向けた放送は、在外同胞向け放送として開始され、第二次世界大戦中の宣伝放送などの形で拡大してきた。現在では、国際放送は、パブリック・ディプロマシーの手段の一つとしても位置付けられている。
- 各国で構成や財源は異なるが、ドイツでは国際放送のみを担う公共放送機関ドイツェ・ヴェレ、英国では公共放送機関 BBC、米国では独立した政府機関の一部である VOA が国際放送を実施している。
- 各国の国際放送は、国際情勢・情報環境の変容を踏まえて、見直しを迫られており、組織ガバナンス、財源面など様々な課題に直面している。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

国土交通課 こうたり ゆうたろう
神足 祐太郎

第 1 3 1 6 号

はじめに

令和6(2024)年8月19日に日本放送協会(NHK)のラジオ国際放送における中国語ニュース番組において、外部スタッフが原稿にない発言をした。この問題を受け、NHKは、9月10日、調査報告書を公表し、責任の所在を明らかにするとともに、再発防止策を発表した¹。また、総務省もNHKに対し、番組基準違反(放送法(昭和25年法律第132号)第5条第1項)を理由とした行政指導を行っている²。本件を受けて、改めて国際放送の在り方にも注目が集まっている³。本稿では、まず、日本における国際放送制度の概要及び世界における国際放送の歴史・動向を紹介する。その上で、諸外国における国際放送のうち、法令又はこれに準ずるものに基づき実施されているもの⁴について、その概要と合わせ、各国で生じている課題を紹介する。具体的には、日本と同様に公共放送として国際放送を実施しているドイツ、英国に加え、国営放送として実施する米国を取り上げる⁵。また、これを踏まえて、国際放送の在り方をめぐる論点を整理する。

I 国際放送の概要

諸外国における国際放送の現状を紹介する前提として、Iでは、日本の公共放送であるNHKが実施する国際放送の概要及び諸外国を含めた国際放送の歴史的経緯をまとめる。

1 NHKの国際放送

放送法⁶は、国際放送をNHKの設置目的(第15条)の一つとし、邦人向け、外国人向けの双方について、地上波を用いて行う「国際放送」と衛星放送による「協会国際衛星放送」⁷をNHK

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和7(2025)年2月20日である。外貨の日本円への換算は、報告省令レート(令和7年3月分)(1米ドル=156円、1スターリングポンド=193.44円、1ユーロ=162.24円)に基づく。

¹ 日本放送協会「ラジオ国際放送問題への対応について」2024.9.10。<https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2024/20240910_1.pdf>

² 「日本放送協会ラジオ国際放送等に関する問題について」2024.9.11。総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000291.html>

³ 「社説 容認できないNHK尖閣発言」『日本経済新聞』2024.9.13; 水野泰志「生放送は“電波テロ”を防げない!」『NEW MEDIA』42(11), 2024.11, p.34.

⁴ 国際的な商業放送ネットワーク(例:CNN)などもあるが、本稿では取り上げない。

⁵ 放送には、「国によって直接管理運営される国営放送、法律等に直接その存立の根拠を置いて設立された公共的事業体により、営利を目的とすることなく、主として受信料等を財源として運営される公共放送、営利を目的とする私企業により広告料収入を財源として運営される民間放送の3形態」があるとされる(ニューメディア時代における放送に関する懇談会『放送政策の展望—ニューメディア時代における放送に関する懇談会(放送政策懇談会)報告書—』電気通信振興会, 1987, pp.54-55.)

⁶ 以下、日本に関する記述において単に条文番号を掲げる場合は放送法の規定を指す。

⁷ 国際放送とは、「外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のもの」(第2条第5号)をいう。一方、協会国際衛星放送とは、NHKにより「外国において受信されることを目的として基幹放送局(基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。)又は外国の放送局を用いて行われる放送(人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。)」(同条第9号)である。中継国際放送とは、「外国放送事業者(外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。)により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送」(同条第8号)であり、NHKが外国放送事業者に協会の国際放送を中継してもらう見返りにNHKが外国放送事業者の国際放送の中継を行うものである(金澤薫監修, 放送法制研究会編著『放送法逐条解説 新版』情報通信振興会, 2020, p.28.)

の本来業務としている（第20条第1項第4号及び第5号。以下、特に断りがない限り両者を併せて「国際放送」という。）⁸。

邦人向けの国際放送の番組編集に当たっては、「海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにしなければならない」（第81条第4項）ことが、外国人向け国際放送については「我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにしなければならない」（同条第5項）ことがそれぞれ規定されている。

外国人向け協会国際衛星放送については、テレビジョン放送の実施義務（第20条第10項）がある。また、NHKは協会国際衛星放送の実施のために子会社を設立し、業務の一部を委託するものとされている⁹（第21条）。

総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項等を指定して、国際放送を行うことを要請することができるという「要請放送」（第65条第1項）の制度が存在する¹⁰。放送事項の指定は、邦人の生命身体及び財産の保護に係る事項等、国の重要事項に係るものに限定されており（同項括弧書）、要請に当たってはNHKの放送番組の編集の自由に配慮しなければならないとされている（同条第2項）。要請に対しては、これに応じる努力義務（同条第3項）があり、この「要請」は、行政処分に該当すると解されている¹¹。なお、実際の要請に当たり、本来業務として実施される国際放送と「一体として行うこと」が求められており¹²、NHKによる自主的な国際放送と要請放送は区分されず一体的に行われている。

国際放送の財源は、受信料収入及び要請放送実施分に係る政府からの交付金（国際放送関係交付金）である。要請放送については、国の必要によりNHKに要請して行わせるものであるため、その費用は国が負担することが法定されている（第67条第1項）¹³。令和7年度予算案における国際放送費は約202.6億円、それに係る財源のうち上記交付金は約35.9億円である¹⁴。

地上波による国際放送は、ラジオ放送で行われており、邦人向けについて「NHKワールド・ラジオ日本」として日本語で、外国人向けについて「NHKワールドJAPAN」として17言語で実施されている。また、協会国際衛星放送については、邦人向けは「NHKワールド・プレミアム」として、外国人向けは「NHKワールドJAPAN」として英語放送が実施されている。協会国際衛星放送は、通常現地の衛星・ケーブル事業者と有料で契約して視聴することになるが、

⁸ 本節の記述については以下を参照している。丸山敦裕「NHK 国際放送の概要とその諸課題」ドイツ憲法判例研究会編『憲法の規範力とメディア法』（講座憲法の規範力 第4巻）信山社、2015、pp.33-61。

⁹ NHK及び民間企業の出資する株式会社日本国際放送（JIB）が、番組の編成送出等を受託している。また、NHKの邦人向け協会国際衛星放送のチャンネルにおいて、広告を財源とするJIBの独自枠での放送も行っている。「株式会社日本国際放送 Japan International Broadcasting Inc.」日本国際放送ウェブサイト <<https://jibtv.com/ja/>> なお、外国放送局を用いた国際放送・協会国際衛星放送を開始した場合に、放送区域、放送事項等を総務大臣に届け出る義務も規定されている（放送法第25条）。

¹⁰ 平成19（2007）年の放送法改正で、後述の命令放送に代わって導入された。命令放送制度の概要、要請放送制度への改正については以下を参照。丸山敦裕「国際放送・内外放送・要請放送」鈴木秀美・山田健太編著『放送制度概論—新・放送法を読みとく—』商事法務、2017、pp.270-274；清水直樹「国際放送における命令放送制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.574、2007.3.22。<<https://dl.ndl.go.jp/pid/1000615>>

¹¹ 金澤監修 前掲注(7)、p.158。要請に対し、「合理的な理由もなく要請に応じないときは、放送法違反として、電波法76条1項の規定による無線局の運用の停止命令その他の処分事由等になり得るもの」とした裁判例がある（大阪地方裁判所判決 平成21年3月31日 『判例タイムズ』1309号112頁）。

¹² 総務省「（別紙）要請に当たっての指定事項について」2024.3.15。<https://www.soumu.go.jp/main_content/000935573.pdf>

¹³ 金澤監修 前掲注(7)、p.160。

¹⁴ 日本放送協会「2025年度（令和7年度）収支予算と事業計画の説明資料」pp.9, 21。<<https://www.nhk.or.jp/info/pr/yosan/assets/pdf/2025/siryuu.pdf>>

邦人向けについては1日5時間程度、外国人向けについては24時間ノンスクランブルの放送が行われており、無料で直接受信することも可能である¹⁵。なお、「NHK ワールド JAPAN」はインターネットでも同時配信及び既放送番組の配信が行われており、「NHK ワールド・プレミアム」についても一部放送番組が配信されている¹⁶。

2 国際放送の歴史

電波の特性上、国内向け放送が海外で受信されることはあった¹⁷が、短波放送によって今日の国際放送に続く対外放送が開始されたのは、オランダが最も早く1928年12月とされる¹⁸。1930年代までに、続いて、ソ連、フランス、英国、ドイツなども放送を開始している。日本（当時の社団法人日本放送協会）が独自放送網による国際放送を開始したのは昭和10（1935）年である¹⁹。対外放送は当初、自国植民地又は在外同胞向けであったが、1933年にドイツで政権を掌握したナチスは政治的宣伝放送を行った。これに対抗する形で、英国等も外国語放送を開始し、これにより「放送宣伝戦」とも呼ばれるような状況が生じていった²⁰。

第2次世界大戦後、日本の国際放送は一時中断するが、昭和27（1952）年、「ラジオ日本」として再開された。当初は、法律上、政府の命令に基づく放送（命令放送）のみが定められていたが、昭和34（1959）年の放送法改正により、自主的な国際放送も認められるようになった²¹。番組編成の方針もNHKの自主性に任されることとなり、戦後の国際放送は政府の対外宣伝を目的とした戦時中の放送からは大きく性質を変えた²²。

冷戦下において、国際放送は更なる発展を遂げ、西側の放送局の国際放送は、東側諸国でも相当程度聴取されていたという。この成功から、米国の国際放送は、冷戦後も規模の縮小を免れた²³。国際放送は、パブリック・ディプロマシー²⁴の主要な手段の一つに位置付けられるよう

¹⁵ 同上, p.20; 「在外邦人向けサービス」NHK World Japan ウェブサイト <<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/japanese/>>; 「テレビNHK ワールド JAPAN」同 <<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/tv/>>; 「ラジオNHK ワールド JAPAN」同 <<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/>>; 「よくあるご質問 (FAQ)」同 <<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/faq/>>

¹⁶ 日本放送協会 前掲注(14), p.20.

¹⁷ 大正14（1925）年、日本のラジオ本放送が開始されると、アラスカ、オーストラリア等から聴取報告が寄せられたという（NHK 国際放送局編『国際放送の80年—NHKは何を伝えてきたか—国際放送年代史+サービス概要1935-2015』2015, p.8.）。また、マルコーニ（Guglielmo Marconi）による大西洋横断無線通信の成功を国際放送の始まりに位置付けるものもある（Nicholas J. Cull, *Public diplomacy: foundations for global engagement in the digital age*, Cambridge: Polity, 2019, p.104.）。

¹⁸ 小野俊郎「世界の電波放送戦—第二次大戦前夜の短波対外放送の発展—」海外放送研究グループ編『NHK 戦時海外放送』原書房, 1982, p.2.

¹⁹ 同上

²⁰ 同上, pp.3-4, 10. 日本でも、対敵放送、善隣放送、外地将兵向け放送などが行われていた。なお、対敵放送に従事した日系米人アナウンサーの一人は、戦後米国で反逆罪に問われ服役したとされる（日本放送協会編『放送五十年史』日本放送出版協会, 1977, pp.152-153.）。同様の事例は、諸外国の国際放送でも見られる（Simon J. Potter, “Broadcasting in the Cause of Peace: Regulating International Radio Propaganda in Europe, 1921-1939,” *The International History Review*, 45(6), 2023, p.860. <<https://doi.org/10.1080/07075332.2023.2224352>>）。

²¹ 日本放送協会編 同上, pp.330-331, 426; NHK 国際放送局編 前掲注(17), pp.18-20. ただし、昭和27（1952）年の放送開始時点で「番組の編集については、すべてNHKの自主性に任せ」ていた。

²² 丸山 前掲注(10), p.254.

²³ Cull, *op.cit.*(17), p.106.

²⁴ 自国の対外的な利益と目的の達成に資するべく、自国のプレゼンスを高め、イメージを向上させ、自国についての理解を深めるよう、また、自国の重視する価値の普及を進めるよう、海外の個人及び組織と関係を構築し、対話を持ち、交流するなどの形で関わったり、多様なメディアを通じて情報を発信したりする活動などと定義される（北野充「パブリック・ディプロマシーとは何か」金子将史・北野充編著『パブリック・ディプロマシー戦略—イメージを競う国家間ゲームにいかにか勝利するか—』PHP 研究所, 2014, p.27.）。

になっており²⁵、日本でも対外情報発信の強化の観点から国際放送の強化が図られてきた。

従来は短波放送を中心に行われていた国際放送は、衛星放送、ケーブルテレビ、更にはインターネット等多様な方法をとるようになった。商業放送局も衛星放送等で国際的な配信を行っているほか、ロシア・中国なども国際放送を行うようになっており、従来の国際放送は厳しい競争にさらされている²⁶。一方で、冷戦後は、欧米の国際放送局は経費の削減を余儀なくされており²⁷、これに伴ってサービス（実施言語、地域等）の縮小も見られていた²⁸。しかし、近年では、インターネット上の偽情報の流布等の状況に対応するため、政府から追加的な交付金等が支給される例がある²⁹。このように、国際放送は、国際情勢及び情報環境の変容する中で、その在り方の見直しを迫られている。

II 諸外国における国際放送

諸外国における国際放送は様々な主体によって担われている。以下では、国際放送のみを行う公共放送機関がある国としてドイツ、国内放送と同一の公共放送機関が国際放送も行う英国、独立した政府機関が国際放送を行う米国の3か国を取り上げ、その概要と合わせ各国で生じている課題を紹介する（巻末表も参照）。

1 ドイツ

(1) 概要

ドイチェ・ヴェレ (Deutsche Welle) は、ドイチェ・ヴェレ法 (Deutsche-Welle-Gesetz: DWG)³⁰に基づく公共放送（第1条）であり、計32言語でテレビ、ラジオ放送及びデジタルサービスを提供している³¹。目的として、①ヨーロッパで発展した文化国家として、また自由民主立憲国家としてのドイツを理解してもらうこと、②文化や民族間の理解と交流を促進することを目的に、特に政治、文化、ビジネスなどの重要なトピックについて、ヨーロッパとその他の大陸でドイ

²⁵ Nicholas J. Cull, “Public Diplomacy: Taxonomies and Histories,” *ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, 616(1), 2008.3, pp.31-32.

²⁶ Cull, *op.cit.*(17), p.112; 齊藤正幸「変革期の世界の国際放送—効率化の中のメディア戦略（第1回）イギリスBBC—」『放送研究と調査』735号, 2012.8, pp.38-39.

²⁷ 齊藤 同上

²⁸ 本稿で扱う、ドイチェ・ヴェレ、BBCのほか、オランダ、カナダについて以下を参照。齊藤正幸「変革期の世界の国際放送—効率化の中のメディア戦略（第2回）ドイチェ・ベレ—」『放送研究と調査』736号, 2012.9, p.44.

²⁹ “Draft budget offers DW outlook amid geopolitical challenges,” 2024.7.18. Deutsche Welle website <<https://corporate.dw.com/en/draft-budget-provides-an-outlook-to-dw-in-times-of-geopolitical-challenges/a-69698733>>; “BBC gets emergency funding to fight Russian disinformation,” 2022.3.24. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/bbc-gets-emergency-funding-to-fight-russian-disinformation>>

³⁰ Deutsche-Welle-Gesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 11. Januar 2005 (BGBl. I S. 90), das zuletzt durch Artikel 15 des Gesetzes vom 6. Mai 2024 (BGBl. 2024 I Nr. 149) geändert worden ist <<https://www.gesetze-im-internet.de/dwg/BJNR309410997.html>> 以下、ドイツに関する記述において単に条文番号を掲げる場合は同法の規定を指す。なお、ドイツでは、1961年の（第1次）放送判決により、国家自身による放送の運営を違憲と判示し、番組基準や放送組織等に係る部分は州の立法権限に属するものとされているが、主として外国向け、国外のドイツ人向けの放送については明示的に当該判断から除かれた（BVerfG, Urteil vom 28. Februar 1961 – 2 BvG 1/60 –, BVerfGE 12, 205-264; Deutscher Bundestag, „Sachstand: Die Deutsche Welle – Umfang der Bundeskompetenz und das Gebot der Staatsferne,“ WD 10-3000-098/15, 2016.1.7, S.5. <<https://www.bundestag.de/resource/blob/406622/efa899d31b03a229a4c201e59d36e003/WD-10-098-15-pdf.pdf>>）。この点は、ドイチェ・ヴェレがドイツ国内の難民向けにアラビア語放送を始めたこととの関係で問題となっている。

³¹ “Deutsche Welle Fact Sheet: Unbiased information for free minds.” Deutsche Welle website <https://static.dw.com/document/69666028/DW_factsheet_-_en_-_July_2024.pdf>

ツ語やその他の視点からの討論の場を提供することが挙げられ、特にドイツ語の普及に努めるものとされている（第4条）。番組編集に当たって、人間の尊厳の尊重・保護、独立した意見形成を可能にするものであることが求められるほか、報道はドイツと外国との関係に影響を与え得ることを認識した上で行われるべきであることなどの原則が示されている（第5条）。主たる財源は、連邦交付金であり、それに加えて限定的な広告収入を得ている。2023年の営業収入は約4億9759万ユーロ（約807億円）（うち連邦交付金約4億5751万ユーロ（約742億円））である³²。

監督機関は、内部機関である放送評議会及び管理評議会である。放送評議会は、一般公衆の利益を代表する最高意思決定機関³³であり（第32条第1項）、第5条に定められた番組の基本原則や番組基準の遵守を監督する（同条第2項）ほか、業務執行を行う会長を選任する。放送評議会は、多様な社会集団の代表17名から組織される（第31条）が、委員には連邦議会議員のほか、文化・メディア担当の国務大臣等も任命されている³⁴。管理評議会は、連邦議会、連邦参議院及び連邦政府がそれぞれ選出する3名と放送評議会が選出する4名の計7名によって構成され、番組編成以外の部分（財務・人事等）について監督する（第36条及び第37条）。

連邦政府は、専門監督（Fachaufsicht）の権限を有さない（第61条）が、法的監督（Rechtsaufsicht）の権限を有する（第62条）³⁵。

（2）ガバナンス上の問題を生じた事例—ソーシャルメディア上での反ユダヤ発言—

2021年、『南ドイツ新聞』の報道をきっかけにして、アラビア語放送のスタッフが、ソーシャルメディア上で反ユダヤ主義的な発言をしたことが問題となった³⁶。こうした報道を受けて、ドイチェ・ヴェレは、会長の指示に基づき、ドイチェ・ヴェレ法等に示された価値観と原則に対する違反があったかどうかについて、ザビーネ・ロイトホイザー＝シュナレンベルガー（Sabine Leutheusser-Schnarrenberger）元法務大臣らに独立した外部調査を委託した³⁷。なお、調査期間中、調査対象となった従業員4名とフリーランス1名を職務停止にしている³⁸。

2022年2月、独立調査委員会は報告書を公表した。報告書では、構造的な反ユダヤ主義の存在は否定されたものの、発言をしたと報じられていた5人の職務停止を適当としたほか、更に8人のスタッフの発言についても調査を行うことが要請された（職務停止中の5人はその後解雇³⁹）。また、ドイチェ・ヴェレ法第5条に示された価値観等を契約条件とすることや反ユダヤ

³² “2023: Income statement.” Deutsche Welle website <https://static.dw.com/downloads/70766233/DW_2023_Income_statement_GuV_englisch.pdf>

³³ 齊藤 前掲注(28), p.37.

³⁴ “Rundfunkrat.” Deutsche Welle website <<https://corporate.dw.com/de/rundfunkrat/s-32402>>

³⁵ 法的監督は行政活動の合法性の監督にとどまるのに対し、専門監督は裁量判断の妥当性も監督するという違いがある（Klaus Weber, Hrsg., *Rechtswörterbuch*, 24, neu bearbeitete Aufl., München: C.H. Beck, 2022, S.1519.）。

³⁶ “Ein Sender schaut weg; Für die Deutsche Welle sind Mitarbeiter tätig, die sich offen antisemitisch oder antisraelisch positioniert haben. Über gelöschte Social-Media-Posts und ein fatales Gesamtbild,” *Süddeutsche Zeitung*, 2021.12.1.

³⁷ “DW: Null Toleranz gegenüber Antisemitismus,” 2021.12.1. Deutsche Welle website <<https://corporate.dw.com/de/dw-null-toleranz-gegenüber-antisemitismus/a-59986700>>; “DW launches investigation into antisemitism allegations,” 2021.12.3. *ibid.* <<https://corporate.dw.com/en/independent-investigation-launched-into-allegations-of-antisemitism-against-dw-employees-those-involved-to-be-suspended/a-60008857>>

³⁸ “German broadcaster suspends workers amid antisemitism probe,” 2021.12.3. AP website <<https://apnews.com/article/business-religion-europe-social-media-race-and-ethnicity-0a77332661e80f68e58b7cb11c40127f>>

³⁹ “German broadcaster Deutsche Welle fires two more Arab employees,” 2022.2.15. Al Jazeera website <<https://www.aljazeera.com/news/2022/2/15/deutsche-welle-fires-two-more-arab-employees>> なお、その後少なくとも追加で2名が解雇されている。

主義に関する定期的な研修の実施などが提案された⁴⁰。これを受けて、ドイチェ・ヴェレは、ホロコーストの否定と矮小化の拒否等を含む反ユダヤ主義の定義を明確に打出し、これを社内へ伝達すること、行動規範の明確化、採用や研修の改善、コンプライアンス部門の強化等を含む10項目の行動計画を公表した⁴¹。もっとも、外部調査については、アラブ系メディアから親イスラエ尔的な偏りがあったという観点の批判があった⁴²ほか、上記の従業員の解雇を不当とした裁判例も見られる⁴³。

2 英国

(1) 概要

英国では、英国放送協会（British Broadcasting Corporation: BBC）の設立根拠である特許状（Royal Charter）⁴⁴上の目的の一つとして、「世界における英国の文化及び価値の反映」が挙げられており、「BBCは正確性、公平性、公正さという英国の価値観に確固として基づき、国際的な視聴者に質の高いニュース報道を提供」するとともに、国際サービスが連合王国全体としての理解を助け、連合王国を世界の文脈に位置付け、また国内及び世界中の人々が享受できる成果物・サービスを提供するものとされている（特許状第6条第5項）。そして、国際放送であるBBCワールドサービス⁴⁵は、英語及びその他の言語で、第一義的には英国外の利用者を対象として行われるものとして、BBCの実施すべき業務に位置付けられている（同第7条第1項及び第4項）。より具体的には、政府との協定書（Agreement）⁴⁶において、外務大臣と目標、実施言語等について合意すべきこと、サービスの範囲や予算を定める「免許」（licence）⁴⁷を作成・公開すべきことについて定められている（協定書第33条及び第34条）。BBCワールドサービスはBBCによって直接実施されており、英語を含む42言語でサービスを提供している。週3億2000万人に視聴されているとされている⁴⁸。以前は政府交付金が主たる資金源であったが、2010年の政府歳出見直しにより、原則受信料で賄うものとされ、その影響により、サービスの

⁴⁰ Sabine Leutheusser-Schnarrenberger et al., „Prüfungsbericht: externe Untersuchung der Antisemitismusvorwürfe gegen einzelne Mitarbeitende der arabischen Redaktion der Deutschen Welle sowie gegenüber einzelnen Partnern,“ 2022.2.6, S.34-38. Deutsche Welle website <https://static.dw.com/downloads/60689318/DW_Pr%EF%BF%BD%EF%BF%BDfberic ht_Antisemitismusvorw%EF%BF%BD%EF%BF%BDrfe_20220207.pdf>

⁴¹ Deutsche Welle, „10-Punkte-Maßnahmenplan der DW,“ 2022.2.7. <https://static.dw.com/downloads/60689317/DW_Mas snahmenplan_20220207.pdf>

⁴² “DW independent probe into anti-semitism is biased, flawed and dangerous,” 2022.2.9. Euro-med Human Rights Monitor website <<https://euromedmonitor.org/en/article/4900/DW-independent-probe-into-anti-semitism-is-biased,-flawed-a nd-dangerous>>; Rabeea Eid and Rashad Alhindi, “Pro-Israel investigative committee behind dismissal of Deutsche Welle’s Arab employees - pt1,” *New Arab*, 2023.8.25. <<https://www.newarab.com/investigations/pro-israel-bias-shaped-dws-antisemitism-probe-pt1>>

⁴³ LArbG Berlin-Brandenburg, Urteil vom 28. Juni 2023 – 23 Sa 1107/22 他方、発言は重大な契約上の義務違反に当たるとして解雇を正当とした例もある（LArbG Berlin-Brandenburg, Urteil vom 4. April 2024 – 5 Sa 894/23）。

⁴⁴ *BROADCASTING: Copy of Royal Charter for the continuance of the British Broadcasting Corporation*, 2016.12. BBC Website <https://downloads.bbc.co.uk/bbctrust/assets/files/pdf/about/how_we_govern/2016/charter.pdf> BBCの存立の根拠は、議会による制定法ではなく国王の特許状にある。

⁴⁵ なお、別途、商業放送として子会社のBBC Studiosが国際放送を実施している。「イギリス」『NHKデータブック世界の放送 2023』NHK出版, 2023, p.108.

⁴⁶ *BROADCASTING: An Agreement Between Her Majesty’s Secretary of State for Culture, Media and Sport and the British Broadcasting Corporation*, 2016.12. BBC website <https://downloads.bbc.co.uk/bbctrust/assets/files/pdf/about/how_we_govern/2016/agreement.pdf>

⁴⁷ “BBC WORLD SERVICE LICENCE.” BBC website <https://downloads.bbc.co.uk/aboutthebbc/insidethebbc/managementstructure/structureandgovernance/world_service_licence.pdf>

⁴⁸ BBC, *BBC Group Annual Report and Accounts 2023/24*, pp.41-43. <<https://www.bbc.co.uk/aboutthebbc/documents/ara-2023-24.pdf>>

削減が進められた⁴⁹。ただし、現在でも政府交付金は交付されており、BBC ワールドサービス全体の支出規模は、3億3400万ポンド（約646億円）（2023/24年度）、うち交付金財源は1億100万ポンド（約195億円）である⁵⁰。

特許状の更新により、2017年以降、BBCの監督は英国通信庁（Office of Communications: Ofcom）が担うこととなったが、BBC ワールドサービスは対象外である⁵¹。上記の「免許」によって設定された目標については、達成に努めるものの、達成されなかった場合の罰則などはないとされている⁵²。なお、協定書上、防衛及び緊急事態の取決めとして、国内放送・国外放送を問わず、全ての大臣はBBCに特定事項等の放送等を書面で要請することができ、BBCはこれに従わなければならないことが規定されている（協定書第67条）。

（2）財源面の問題—BBCの独立と交付金—

コフィ・アナン（Kofi A. Annan）国際連合事務総長（当時）の「今世紀、英国が世界に与えた最大の贈り物」⁵³という発言に象徴されるように、BBCの国際放送は国内外で高い評価を受けてきた。しかし、近年では、財政的な危機に直面しており、人員の削減、アジア諸言語でのラジオサービスの終了など、規模の縮小・サービスの削減が行われている。背景として、2010年の政府歳出見直しに伴う財源移行、2022年の受信許可料引上げ凍結⁵⁴の影響が挙げられる⁵⁵。BBCのティム・デイビー（Tim Davie）会長は、受信許可料凍結の影響で、英国内でサービス切下げが行われている中、受信許可料負担者に国際放送に対する支出を求め続けることはできない、として、国際放送への長期的な資金は政府が負担すべきだと主張している⁵⁶。

サイモン・J・ポッター（Simon J. Potter）ブリストル大学教授は、国内におけるBBCに向けられた敵意により、BBCに資金調達上の困難が生じた場合に、国際放送にも影響が及ぶという構図を指摘している⁵⁷。一方で、BBCから国際放送を切り離し、国が直接出資する別組織に分離することは、国際放送が世界の視聴者にとって魅力的でなくなることを意味し、世界的な広がりや影響力は低下するだろうとしている⁵⁸。

⁴⁹ 齊藤正幸「英国国際放送「BBC ワールドサービス」、政府予算削減により規模縮小へ」『放送研究と調査』718号、2011.3, pp.122-123.

⁵⁰ 金額は支出中の内訳を示したもの。政府からの交付金は、1億400万ポンド（約201億円）で、多数言語での国際放送を維持するための追加的な交付金が含まれる。BBC, *op.cit.*(48), pp.54, 56.

⁵¹ メディア開発総研「諸外国の国際放送の状況—ネットワークサービスとプロモーション活動—」（放送を巡る諸課題に関する検討会（第22回会合）資料22-2）2019.3.11, p.5. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000605991.pdf>

⁵² マルチメディア振興センター「諸外国の公共放送の国際放送、商業活動、インターネット配信等について」（デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会公共放送ワーキンググループ第24回 資料24-3）2024.8.22, p.3. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000964303.pdf>

⁵³ Kofi A. Annan, “Implications of the BBC World Service Cuts,” 2011.2.10. Parliament UK website <<https://publications.parliament.uk/pa/cm201011/cmselect/cmfaff/writew/849/ws25.htm>>

⁵⁴ 「英政府、BBC受信料の2年間凍結を下院で発表」『BBCニュースジャパン』2022.1.18. <<https://www.bbc.com/japanese/60033877>>

⁵⁵ Heather Evennett, “BBC World Service: Soft power and funding challenges,” 2022.11.24. House of Lords Library website <<https://lordslibrary.parliament.uk/bbc-world-service-soft-power-and-funding-challenges/>>

⁵⁶ “BBC to explore how to reform licence fee, director general says,” 2024.3.26. BBC website <<https://www.bbc.com/news/entertainment-arts-68654318>>

⁵⁷ サイモン・J・ポッター「BBCとイギリスのソフトパワー—政府と国際放送の関係を考える—」『Foreign affairs report』2023(10), 2023.10, pp.95-96.

⁵⁸ 同上, pp.100-101.

3 米国

(1) 概要

米国では、複数の機関によって国際放送が担われている。これは、第2次世界大戦中のナチスドイツ宣伝放送への対抗として戦争情報局による放送や冷戦期の反共産主義団体による国際放送などが行われてきたという歴史的な経緯によるものである⁵⁹。本稿では、この中で最も歴史があり、規模としても大きい Voice of America (VOA) を中心に扱う。

現在では、1994年国際放送法 (International Broadcasting Act of 1994) に基づき設置された米国グローバルメディア局 (U.S. Agency For Global Media: USAGM)⁶⁰が、国営放送の VOA、キューバ放送局と、非営利民間事業の形態をとる、ラジオ・フリー・ヨーロッパ、ラジオ・フリー・アジア、中東放送ネットワークの合計五つの放送機関⁶¹を指導・監督する。連邦法上の放送基準の第一は「米国の広範な外交政策目標と整合的であること」(22 U.S.C. §6202) であり、国際放送は、典型的なパブリック・ディプロマシーの一つといわれる⁶²。なお、上記のような設立の経緯から、実施言語には重複等の非効率性が見られ、整理が必要であるとの指摘がなされてきた⁶³。

USAGM の使命は「自由と民主主義を支援するために、世界中の人々に情報を提供し、関与させ、つなげること」であるとされる⁶⁴。最高責任者は、大統領が上院の助言及び承認を得て任命する最高経営責任者 (CEO) である (22 U.S.C. §6203⁶⁵)。また、CEO に必要に応じて助言を行う機関として諮問委員会が設置されており、大統領が上院の助言及び承認を得て任命する6名⁶⁶と国務長官の計7名で構成される (§6205)。CEO は、法に定められた放送基準及び放送原則 (§6202) に従って国際放送が行われることを確保すること、言語の追加・削除等を決定すること等の権限を有する (§6204)。以前は、意思決定機関として委員会が設置されていた⁶⁷が、意思決定の効率化が課題となっていたことから、2017年国防権限法⁶⁸により、CEO の設置が法定され、委員会は CEO の諮問機関的な位置付けとなった。しかし、後述のとおり、ガバナンス上の問題が発生したため、再度改正が行われている。

VOA は、49 の言語でニュースを提供しており、週3億5400万人の視聴者がいるとされる。年間予算は、2億6000万ドル (約406億円) で連邦政府予算から支出される⁶⁹。VOA の放送の原則として、①信頼性が高く、権威あるニュースソースとして機能し、正確で、客観的で、包括的であること、②米国社会の一部を代表するのではなく、米国全体を代表し、その重要な思想と制度のバランスのとれた包括的な提示であること、③米国の政策を明確かつ効果的に提示す

⁵⁹ 齊藤正幸「変革を迫られるアメリカの政府系国際放送」『放送研究と調査』756号, 2014.5, pp.8-10.

⁶⁰ 2018年に、放送管理委員会から名称変更。

⁶¹ このほか、インターネット上の検閲への対抗等のために、オープンテクノロジー基金 (Open Technology Fund) が設置されている (“Open Technology Fund.” U.S. Agency for Global Media website <<https://www.usagm.gov/networks/otf/>>).

⁶² 清水 前掲注(10), p.9.

⁶³ なお、見直しに当たっては、民間放送や他国の国際放送の活動も考慮に入れるべきとの指摘がある。齊藤 前掲注(59), pp.11-12; United States Government Accountability Office, “Broadcasting Board of Governors: Additional Steps Needed to Address Overlap in International Broadcasting,” 2013.1.29, p.17. <<https://www.gao.gov/assets/gao-13-172.pdf>>

⁶⁴ “Mission.” U.S. Agency for Global Media website <<https://www.usagm.gov/who-we-are/mission/>>

⁶⁵ 以下、米国に関する記述において単に条文番号を掲げる場合は合衆国法典第22巻の規定を指す。

⁶⁶ 同一政党に属するものが3名を超えないという制約がある。

⁶⁷ 清水 前掲注(10), p.9.

⁶⁸ National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2017, P.L.114-328.

⁶⁹ “VOA Fact Sheet.” U.S. Agency for Global Media website <<https://www.usagm.gov/wp-content/uploads/2024/12/USA-GM-VOA-OneSheet-11-06-24.pdf>>; 清水 前掲注(10), p.11.

るとともに、これらの政策に関する責任ある議論と意見を提示することが挙げられる (§6202(c))。上述のとおり、USAGM が全体の方針決定を行うものの、法令上、ジャーナリズムの独立性が要求されており (§6204(b))、放送内容そのものは各放送機関が決定する⁷⁰。ただし、米国政府は、VOA の放送時間内に論説の発表をすることを許可されている (USAGM の監督下にある機関の中で VOA のみ)⁷¹ (§6202(b)(3))。

(2) トランプ政権下における CEO 任命

米国の国際放送、とりわけ VOA は、政府機関によって担われているため、英国の BBC などとの対比で、政府のプロパガンダと批判されることもあった⁷²。しかし、ジャーナリズムの独立性の重要性は認識されており、USAGM への移行に際しては、法 (22 U.S.C. §6204(b)) が要求するジャーナリズムの独立性と完全性の概念を成文化する一連の規則(ファイアウォール規則)が決定されていた⁷³。

2020 年 4 月、新型コロナウイルス感染症の流行下において、ドナルド・トランプ (Donald Trump) 政権は、VOA が米国の敵対国の主張を代弁し、米国を代弁していないとする批判⁷⁴をホワイトハウスのウェブサイトに掲載した。同年 6 月、トランプ大統領 (当時) は、マイケル・パック (Michael Pack) 氏を USAGM の CEO に任命した⁷⁵。パック CEO の任命を受けて、VOA のトップらが辞任したほか⁷⁶、パック CEO は、スパイに侵入されているなどと主張し、上記のファイアウォール規則を撤廃する⁷⁷とともに、USAGM 傘下の各機関の幹部を解任した。こうした一連の動きは、批判を浴びるとともに、解任された者の中には差止訴訟を提起した者もいた⁷⁸。ジョー・バイデン (Joe Biden) 大統領が就任すると、パック CEO は辞任した⁷⁹。

こうした事態を受けて、2021 年国防権限法⁸⁰により、USAGM のガバナンス構造は再度変更された。具体的には、USAGM が監督する VOA、キューバ放送局等の前述の五つの放送機関等の長の任命及び解任について国際放送諮問委員会 (International Broadcasting Advisory Board: IBAB) の過半数の同意を必要とすること (§6205(e)(1)) や、予算等の提出に当たり CEO と IBAB の協

⁷⁰ 齊藤 前掲注(59), p.11.

⁷¹ Matthew C. Weed, “U.S. Agency for Global Media: Background, Governance, and Issues for Congress,” *CRS Report*, R46968, November 17, 2021, p.8.

⁷² 2001 年の 9.11 テロ事件以降に放送を開始したアルフーラについて、アラブ社会で米国のプロパガンダとみなされ、浸透しなかったとの指摘がある (栗原響子「トランプ大統領、VOA 攻撃の落とし穴」『Wedge Online』2020. 7.29. <<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/20270>>)。VOA についても、「プロパガンダ機関」と表現されることがある (ポッター 前掲注(57), p.101.)。

⁷³ Weed, *op.cit.*(71), pp.11-12, 22-23; Broadcasting Board of Governors, “Firewall and Highest Standards of Professional Journalism,” *Federal Register*, 85(115), June 15, 2020, pp.36150-36153. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-06-15/pdf/2020-12696.pdf>> USAGM の放送局におけるジャーナリズムの独立性の保護を示す用語として「ファイアウォール」が用いられてきた。当該規則は、その定義・要件を定めたことされる。

⁷⁴ “Amid a Pandemic, Voice of America Spends Your Money to Promote Foreign Propaganda,” 2020.4.10. Trump Whitehouse Archives Website <<https://trumpwhitehouse.archives.gov/articles/amid-a-pandemic-voice-of-america-spends-your-money-to-promote-foreign-propaganda/>>

⁷⁵ 2016 年の法改正で委員会型のガバナンスから大統領による CEO の任命に制度が変更されたが、移行が進まず、委員会が暫定的に統治していた (Weed, *op.cit.*(71), pp.15-16.)。

⁷⁶ Edward Wong, “V.O.A. directors resign after bannon ally takes over,” *New York Times*, Jun 16 2020.

⁷⁷ United States Agency for Global Media, “Repeal of Regulation Entitled Firewall and Highest Standards of Professional Journalism,” *Federal Register*, 85(238), December 10, 2020, pp.79427-79432. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-12-10/pdf/2020-24736.pdf>>

⁷⁸ Weed, *op.cit.*(71), pp.16-18.

⁷⁹ Paul Farhi, “Controversial head of Voice of America resigns hours after President Biden takes office,” *Washington Post(online)*, 2021.6.20.

⁸⁰ William M. (Mac) Thornberry National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2021, P.L.116-283.

議義務 (§6205(d)(5)) を置くなど、全体として IBAB の権限を強化し、CEO の権限を制約するものとなっている。

III 諸外国の例に見る国際放送の在り方

以下では、これまで紹介してきた諸外国の国際放送の制度及び課題を踏まえ、国際放送の在り方に関する論点を、国際放送の特殊性、政府との関係、財源面の課題の観点からまとめる。

1 国際放送の特殊性

国際放送は、歴史的経緯からも、国家の外交上の目的を達成するために外国の国民を対象として実施されるという側面を有する⁸¹。実施国への理解促進等の目的を有するため、諸外国においても、実施機関は政府と一定の関係を有し、又は対外関係への考慮を求められている。一方で、国策的なプロパガンダと見られれば、視聴者を獲得できず⁸²、目的達成に支障を来すことになる⁸³。そのみならず、実施された放送が政府によるものであるとされてしまえば、放送対象国において表現の自由を享有するとは考えられず、その実施が規制され又は妨害されることも考えられる⁸⁴。

また、実施に当たる人材は、ジャーナリズム上の能力のほか、外国語能力・文化理解等も要求され、その確保は必ずしも容易ではないこと⁸⁵など、運営面でも国内放送とは異なる困難を抱える。例えば、人材の確保について、放送対象国出身者を採用した場合には、国際放送の実

⁸¹ そのため、憲法上も、国内放送における放送の自由とは異なる部分がある可能性も指摘される。丸山 前掲注(8), pp.35-36。ドイツにおいて、連邦法によって国際放送のための公共放送が設置可能であるとされているのもその表れと考えられる(前掲注(30)を参照)。

⁸² 従来は放送対象国の消費者は外国コンテンツを欲していると前提されてきたが、国際放送局はコンテンツを通じて外国消費者の愛着(Loyalty)を獲得する必要があるとも指摘される(Phillip Arceneaux and Shawn Powers, "International Broadcasting: Public Diplomacy as a Game in a Marketplace of Loyalties," Nancy Snow and Nicholas John Cull, eds., *Routledge Handbook of Public Diplomacy*, 2nd edition., New York: Routledge, 2020, p.60.)。なお、日本の国際放送については、調査が少なく利用実態が明らかでないといわれる(古嶋雅史「パブリック・ディプロマシーにおける国際放送とは」金子・北野編著 前掲注(24), p.159.)が、ほとんど視聴されておらず現場のモチベーションが上がりにくいとも言われる(水野 前掲注(3))。

⁸³ 丸山 前掲注(8), pp.60-61。米国の中東向け国際放送は、プロパガンダとみなされたことで聴取者を獲得できなかったとされる(前掲注(72)を参照)。もっとも、米国の国際放送は、米国の政策を批判的に取り上げることもあり、そのことが、米国内での批判につながっているという指摘もある(Weed, *op.cit.*(71), p.28.)。

⁸⁴ 国家及びその手足となるアクターに人権としての表現の自由がないことについて、曾我部真裕「「情報流通の健全性」と憲法」(デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会ワーキンググループ(第14回)資料 WG14-2) 2024.4.12, p.10。総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000942293.pdf>。直接的な国際放送ではないが、欧州連合は、ロシアのプロパガンダ機関であるとして、域内でのロシア国営放送・ニュースサイト RT 及び Sputnik の提供を禁止した(Council of the European Union, "EU imposes sanctions on state-owned outlets RT/Russia Today and Sputnik's broadcasting in the EU," 2022.3.2. <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/03/02/eu-imposes-sanctions-on-state-owned-outlets-russia-today-and-sputnik-s-broadcasting-in-the-eu/>>)。政府の関与があったか否かは必ずしも明確でないが、NHK のテレビ国際放送は、2022 年にロシア国内での放送が停止されている(「NHK ワールド JAPAN」ロシアで配信停止 情報統制強化で) 2022.3.8. NHK ウェブサイト <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220308/k10013521301000.html>>)。

⁸⁵ 語学や対象国の文化に通じた人材を確保する必要があり、国内向け報道機関とは異なる考慮が必要であることについて Donald R. Browne, "The international newsroom: A study of practices at the voice of America, BBC and Deutsche Welle," *Journal of Broadcasting*, 27(3), 1983.Sum, p.207 参照。ドイツで生じた問題についても、アラビア語圏でのスタッフ採用が、推薦等を通じた不透明なプロセスで行われていたという問題が指摘されている(Leutheusser-Schnarrenberger et al., *op.cit.*(40), S.23-24.)。

施主体とは異なる見解・信条を有している可能性や、出身国における立場⁸⁶が問題となる可能性があり、採用方法、研修、待遇等についても検討対象となり得る⁸⁷。

2 監督の在り方と政府との関係

国際放送の実施機関は政府との一定の関係を有することが多いが、ジャーナリズムの独立性は重視されている。ドイツ、英国及び米国の国際放送においては、放送番組の編集には原則として政府は介入できない仕組みが採られており、政府の論説放送がなされる米国の VOA についても他の放送番組とは区分して実施されている。日本では、NHK の本来業務としての国際放送と要請放送とが一体的に行われており、発言主体が不明確になるという点で憲法上疑義が向けられるべきであるとの指摘がある⁸⁸。

国際放送が変化を迫られる中で、機動的な対応を行うための組織の在り方も課題となり得る。米国では、国際放送実施機関の効率的な運営のため、それまでの委員会による意思決定を行う体制から CEO をトップとする体制へと移行が行われた。しかし、CEO による集中的な権限行使には懸念が抱かれるようになり、その後、ジャーナリズムの独立性を強化し、CEO の権限を一部制限する法改正が行われることになった⁸⁹。

3 財源面の課題

国際放送の主要な財源は、大きく分けて、政府予算（交付金）と受信料（これに類するものを含む。）である（このほかに広告収入が認められる場合がある。）。ドイツ、米国は前者を主要な財源とし、英国、日本は、後者を主要な財源とする。

国内における視聴者から徴収した受信料を財源とする場合、予算規模は、国内における受信料額に関する議論の影響を受けることになる。加えて、そもそも国内で徴収された受信料によって、とりわけ外国人向けの国際放送の費用を賄うことが正当化されるのかという問題がある⁹⁰。こうした点を踏まえ、国際放送については、原則として政府交付金で賄うべきとする見解もある⁹¹。もっとも、英国の議論において紹介したとおり、財源が政府予算となる場合、国家の宣伝放送として認識される可能性が高くなるとも考えられる。

一方、総務省のデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会公共放送ワーキンググループの第 2 次取りまとめでは、NHK の実施する国際放送枠についても広告収入を得ることについて検討すべきとしている⁹²。

⁸⁶ 戦後の事例について前掲注(20)の記述を参照。令和 6（2024）年に発生した NHK の事例においても、スタッフが「個人に危険が及ぶ」などと発言していたことが指摘されている（日本放送協会 前掲注(1), p.6.）。

⁸⁷ 水野 前掲注(3); 「NHK 尖閣発言問題の根底は」『産経新聞』2024.11.3 参照。

⁸⁸ 丸山 前掲注(8), p.56.

⁸⁹ Weed, *op.cit.*(71)

⁹⁰ 臨時放送関係法制調査会答申書は「受信料の性格づけとの関係において若干の疑問がある」としている（臨時放送関係法制調査会『答申書』1964, p.17.）。一方で、「国際放送は、確かに、受信料を負担していない外国人を対象にする、そういう性格を持っておりますけれども、全体として見ますと、国際親善の増進ですとか、諸外国の我が国に対する向こうからの理解を促進するという点で、まさに国民全体の利益に通ずるということからは、国民が負担している受信料をその中に充てるということについて、そうした考え方、取り扱いは適当」とする増田寛也総務大臣（当時）の答弁がある（第 168 回国会衆議院総務委員会議録第 7 号 平成 19 年 12 月 4 日 p.22.）。

⁹¹ 古嶋 前掲注(82), p.162. これまで以上の説明責任が生じる点を肯定的に捉えている。

⁹² 「公共放送ワーキンググループ第 2 次取りまとめ」2024.2.28, p.18. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000943329.pdf> ただし、JIB の独自放送枠において実施する広告について、「世界一歩での放送であ

また、各国では、放送対象言語の削減ないしインターネットへの移行が進められており⁹³、費用対効果の観点からも、日本においても歳出面の見直しが求められる可能性がある⁹⁴。NHKは、「はじめに」で触れた中国人スタッフ問題を受けて、テレビ国際放送の拡大が行われる中でも、職員数は変わらず、外部委託が増加し、英語以外の言語に十分な配慮が行き届いていなかったなどとして、「放送枠、サービスを絞って、より充実した内容にしていくなど、検討を進めていく」⁹⁵としている。

おわりに

国際放送は、国際情勢、インターネットや国際的な商業放送の普及といった情報環境の変容を受けて、各国でその在り方に変化が求められている。そして、その一方で、人材管理、組織ガバナンス、財源といった多くの課題に直面してきた。NHKの実施する国際放送についても、こうした事例も踏まえて、その在り方を検討することが求められよう。

【補記】本稿脱稿後、2025年3月14日、米国のトランプ大統領は、USAGMを含む政府機関の縮減を指示する大統領令を発出した。これを受けて、VOAのほぼ全職員である1,300名が休職に入り、USAGM傘下の他の放送局（ラジオ・フリー・ヨーロッパ等）への交付金も打ち切られたと報じられている（“Continuing the Reduction of the Federal Bureaucracy,” 2025.3.14. White House website <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/03/continuing-the-reduction-of-the-federal-bureaucracy/>>; Nathan Layne and James Oliphant, “Voice of America staff put on leave, Trump ally says agency ‘not salvageable,’” 2025.3.16. Reuters website <<https://www.reuters.com/business/media-telecom/trump-signs-order-gut-voice-america-other-agencies-2025-03-15/>>）。

ることから、グローバル広告がメインとなり、広告のスポンサー獲得にも限界がある」と指摘されており、同様の課題は生じる可能性がある（放送政策に関する調査研究会「第一次取りまとめ」2013.8.9, p.12. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000243402.pdf>）。

⁹³ なお、短波等による放送を取りやめ、インターネット配信のみとすることとの関係で、紛争地域、災害時における情報提供など、放送による国際放送の意義を指摘するものとして以下がある。Simon Potter, “BBC’s Emergency Gaza Radio Broadcasts Show Why World Service Mustn’t Rely on Digital Technology,” *The Conversation*, 2023.11.3. <<http://theconversation.com/bbcs-emergency-gaza-radio-broadcasts-show-why-world-service-mustnt-rely-on-digital-technology-216941>>; Alexandra Wake, “Pacific Nations Lose Shortwave Radio Services That Evade Dictators and Warn of Natural Disasters,” *The Conversation*, 2016.12.9. <<http://theconversation.com/pacific-nations-lose-shortwave-radio-services-that-evade-dictators-and-warn-of-natural-disasters-70058>>

⁹⁴ 商業サービスなどの発展を背景に国外在留者向け情報伝達としての国際放送は、その役割を終えつつあると指摘されることもある（古嶋 前掲注(82), p.140.）。

⁹⁵ 日本放送協会 前掲注(1), p.16.

巻末表 諸外国の国際放送

	ドイツ	英国	米国	(参考) 日本
実施主体	ドイツ・ヴェレ	BBC	Voice of America	日本放送協会 (NHK)
主体の性格**	公共放送 (国際放送のみ)	公共放送 (国内・国際)	国営放送 (独立した政府機関下で実施)	公共放送 (国内・国際)
根拠法	ドイツ・ヴェレ法	国王による特許状等	1994 年国際放送法 VOA 憲章	放送法
法令上の目的・理念・番組編集原則等	①ドイツへの理解促進、②意見交換の促進・意見交換の場の提供、③ドイツ語の普及	世界における英国の文化及び価値の反映	①信頼性が高く、権威あるニュースソース、②米国全体の代表、③米国の政策を明確かつ効果的に提示	「我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資する」こと
実施言語	32 言語	英語を含む 42 言語	49 言語	日本語のほか 17 言語
主な財源	政府交付金：4 億 5751 万ユーロ (約 742 億円)。なお収入総額は 4 億 9759 万ユーロ (約 807 億円) (2023 年)	受信許可料：2 億 3300 万ポンド (約 451 億円) 政府交付金：1 億 100 万ポンド (約 195 億円) (2023/24 会計年度)	連邦政府予算：2 億 6000 万ドル (約 406 億円) (2024 会計年度)	受信料：166.7 億円 政府交付金：35.9 億円 (令和 7 年度予算案)
監督機関	放送評議会・管理評議会	—	米国グローバルメディア局 (USAGM)	経営委員会
政府との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ● 合法性の監督 ● 閣僚が放送評議会構成員となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府との協定書 (防衛、緊急事態における放送要請を含む) ● 外務大臣との合意 (目的、実施言語) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府の論説を放送 ● 政府機関であるがファイアウォール (編集の独立等) 有 	<ul style="list-style-type: none"> ● 要請放送制度 ● 放送法に対する違反については、行政指導等が行われる

* 外貨の日本円への換算は、報告省令レート (令和 7 年 3 月分) (1 米ドル=156 円、1 スターリングポンド=193.44 円、1 ユーロ=162.24) に基づく。

(出典) 斉藤正幸「変革期の世界の国際放送—効率化の中のメディア戦略 (第 1 回) イギリス BBC—」『放送研究と調査』735 号, 2012.8, pp.38-49; 同「変革期の世界の国際放送—効率化の中のメディア戦略 (第 2 回) ドイツ・ヴェレ—」『放送研究と調査』736 号, 2012.9, pp.34-45; 同「変革を迫られるアメリカの政府系国際放送」『放送研究と調査』756 号, 2014.5, pp.2-15; 各国の法令、各機関のウェブサイト等に基づき作成。